

広島県病院事業管理規程第五号

広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「勤務条件」の下に「及び休業」を加える。

第一条中「勤務条件」の下に「及び休業」を加える。

第三条の見出しを「（育児休業等）」に改め、同条中「育児休業に」を「育児休業等に」に改める。

第十三条を第十五条とし、第五条から第十二条までを二条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の二条を加える。

（配偶者同行休業）

第五条 病院事業職員の配偶者同行休業については、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）に定めるもののほか、一般職員の配偶者同行休業の例による。

（高齢者部分休業）

第六条 病院事業職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）に定めるもののほか、一般職員の高齢者部分休業の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。